

高松市・牟礼町

No.3

2004.10

合併協議会だより

編集・発行 / 高松市・牟礼町合併協議会事務局

高松市

牟礼町

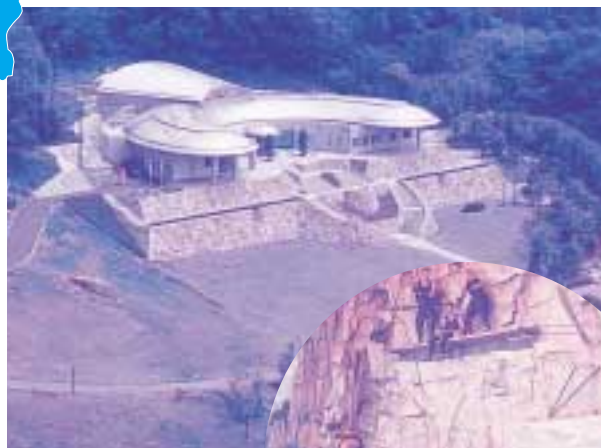
サンタリスタル高松

(歴史資料館・高松市図書館・菊池寛記念館)



歴史資料館展示
御座船「飛龍丸」

牟礼町石の民俗資料館



資料館展示
「石切り風景」

合併の期日、町名・字名の取扱いなどが確認されました。

合併の期日

合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日为目标とする。
ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行う。
(具体的な合併期日は、改めて提案)

町名・字名の取扱い

牟礼町地域における町の区域は、
現行の大字の区域とする。
町の名称は次のとおり
牟礼町牟礼
牟礼町大町
牟礼町原

[合併後の住所の例]

現在	牟礼町 大字牟礼	番地
	(大字)	
↓		
合併後	高松市 牟礼町牟礼	番地
	(町名)	

会議の概要

高松市・牟礼町合併協議会第5回会議・第6回会議が開催されました。その主な内容は、次のとおりです。

第5回

7月14日(水) 午後1時30分
高松市役所

報告事項

第4回会議で提案された協議第2号から第4号までが、原案のとおり確認されました。また、協議第5号から第8号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議事項

報告第7号 建設計画の構成について

建設計画の構成について報告されました。

今後の合併協議のスケジュール(予定)

	合併協定項目	建設計画
平成16年10月	合併協定項目の協議	
16年11月	両市町で調整後、順次、協議会に提案	建設計画の素案提案後、住民説明会の開催 建設計画(案)の提案 建設計画の確認(最終)
16年12月		
17年1月 、 17年3月	合併協定書の調印 両市町議会での議決 (それぞれの議会で可決が必要)	
17年3月	県知事に合併の申請	平成17年3月31日
18年3月	県議会の議決 総務大臣の告示 合併	平成18年3月31日

Q 合併までの手続きはどのようなのですか？

A 合併協議会では、仮に合併すれば合併後の住民サービス、住民の負担はどうするのか、牟礼町地域の将来のまちづくりはどのようなのかなどについて協議します。すべての協議が終了すれば、合併協定書の調印、両市町の議会の議決(可決)を経て、県知事に合併の申請を行うこととなります。

(協議の進捗状況等を見極めて、より具体的な合併の期日を改めて提案。)

協議第2号(確認)

合併の期日(協定項目第2号)について

合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日を目標とする。
ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行う。

協議第3号(確認)

新市の名称(協定項目第3号)について

新市の名称は、高松市とする。

協議第4号(確認)

新市の事務所の位置(協定項目第4号)について

新市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号(現在の高松市役所の位置)とする。

協議第5号(提案)

財産の取扱い(協定項目第5号)について
町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について
慣行の取扱い(協定項目第12号)について
特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について



第6回

8月24日(火) 午後1時30分
牟礼町役場別館

協議事項

第5回会議で提案された協議第5号から第8号までが、原案のとおり確認されました。また、協議第9号から第14号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議第5号(確認)

財産の取扱い(協定項目第5号)について

牟礼町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐ。

協議第6号(確認)

町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について

牟礼町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「牟礼町牟礼」、「牟礼町大町」、「牟礼町原」とする。

協議第7号(確認)

慣行の取扱い(協定項目第12号)について

- (1) 市章
高松市の市章を用いる。
- (2) 市民憲章
高松市の市民憲章に統一する。

(3) 都市宣言

高松市の都市宣言に統一する。

- (4) 市木及び市花
高松市の市木及び市花を用いる。

ただし、牟礼町の町木及び町花については、牟礼地区の木及び花とする。

《合併後》



牟礼地区の木「ユーカリ」



高松市の市木「黒松」



牟礼地区の花「つばき」



高松市の市花「つつじ」
(さつきを含む)

住民懇談会を開催しました

- 日時 8月19日(木) 午後1時30分～
8月19日(木) 午後7時～
8月20日(金) 午後2時～
- 場所 牟礼町役場
- 目的 牟礼町地域を対象として作成される、合併後の市のまちづくりのマスタープランとなる「建設計画」に住民の意見を反映させるため
- 参加者 牟礼町住民(36人)
- 内容 高松市と牟礼町の合併によるまちづくりの課題と問題点
高松市と牟礼町の合併によりどんなまちになればよいか



- (5) イメージキャラクター
牟礼町のイメージキャラクター「与一くん」については、牟礼地区のイメージキャラクターとして引き続き。



協議第8号(確認)

特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について

牟礼町の特別職の職員(町長、助役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

協議第9号(提案)

附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について
使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について
各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について
人権啓発事業(協定項目第24号)について
生活保護事業(協定項目第24号)について

合併協定項目の協議状況

確認済
継続協議

合併協定項目	提案	協議状況
24 各種事務事業の取扱い		
1 都市提携		
2 電算システム事業		
3 広聴広報事業		
4 人権啓発事業	第6回会議	
5 コミュニティ施策		
6 障害者福祉事業		
7 高齢者福祉事業		
8 生活保護事業	第6回会議	
9 児童福祉事業		
10 その他の福祉事業		
11 保健衛生事業		
12 環境対策事業		
13 商工・観光関係事業		
14 農林水産関係事業		
15 建設関係事業		
16 交通関係事業		
17 上水道事業		
18 下水道事業		
19 消防防災関係事業		
20 学校教育事業		
21 社会教育事業		
22 文化振興事業		
23 その他の事業		

合併協定項目	提案	協議状況
1 基本的な協議事項		
1 合併の方式	第2回会議	
2 合併の期日	第4回会議	
3 新市の名称	第4回会議	
4 新市の事務所の位置	第4回会議	
5 財産の取扱い	第5回会議	
2 合併特例法に定める協議事項		
6 地域審議会の取扱い		
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い		
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
9 地方税の取扱い		
10 一般職の職員の身分の取扱い		
3 その他協議事項		
11 町名・字名の取扱い	第5回会議	
12 慣行の取扱い	第5回会議	
13 事務組織及び機構の取扱い		
14 条例・規則等の取扱い		
15 特別職の職員の身分の取扱い	第5回会議	
16 一部事務組合等の取扱い		
17 附属機関等の取扱い	第6回会議	
18 公共的団体等の取扱い	第6回会議	
19 消防団の取扱い		
20 使用料・手数料等の取扱い	第6回会議	
21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い	第6回会議	
22 国民健康保険事業の取扱い		
23 介護保険事業の取扱い		
24 各種事務事業の取扱い		
4 建設計画に係る協議事項		
25 建設計画		

合併協定項目の内容や協議状況などの詳細は、ホームページに記載していますので、ぜひ、アクセスしてみてください。

お知らせ

第7回会議について

日時 / 平成16年10月4日(月) 午後1時
 場所 / 香川県自治会館 7階会議室
 (高松市福岡町二丁目3番2号)
 傍聴 / 会議開始30分前から先着順に受付します。
 傍聴の定員は、50人以内。

会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、牟礼町役場のほか、ホームページでも会議資料等をのらういただけます。



あなたの意見が、明日のまちをつくります。

合併に関するご意見・お問い合わせがございましたら、事務局までお寄せください。

編集・発行 / 高松市・牟礼町合併協議会事務局
 〒760 - 8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所6F
 TEL : 087 - 839 - 2121 FAX : 087 - 839 - 2125
 URL : <http://www.takamatsu-mure.jp>
 E-mail : m0834@city.takamatsu.lg.jp



高松市都市イメージキャラクター



牟礼町イメージキャラクター
与一くん